

入札説明書

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

業務名称： JICA 筑波プロジェクトの調達及び交換
設置業務

- 第1 入札の手続き
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意事項
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2019年12月19日

独立行政法人国際協力機構

筑波センター

第 1 入札の手続き

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2019年12月19日

2. 契約担当役

筑波センター 契約担当役 所長 渡邊 健

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA 筑波プロジェクターの調達及び交換設置業務
- (2) 業務内容：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 納入設置期限（予定）：2020年3月25日

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口

〒305-0074

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 総務課 入札担当者

電話 029-838-1113 ファクシミリ 029-838-1119

- (2) 書類授受・提出方法

- ・ 郵送等による場合：上記（1）あて
- ・ 持参の場合：同センター研修棟1階受付

（平日 9:30～12:30 及び 13:30～17:00）

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

(1) 公告日において平成31・32・32年度又は令和1・2・3年度全省庁統一資格の営業品目「物品の販売」又は「賃貸借」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）。ただし、本競争においては、平成28・29・30年度全省庁統一資格により代替することを認めます。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争資格停止措置」（平成20年10月1日規程（調）第42号）を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ①競争参加資格確認申請書の提出期限日までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札には参加できません。
- ②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- ③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- （４）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- （５）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合には、競争参加資格を無効とします。

- ① 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ③ 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- ④ 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 応札者又は応札者の役員等が、反社会勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他、応札者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記 5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできません。

- ① 提出期限：2020年1月16日（木）正午まで
- ② 提出場所：上記 4. 参照
- ③ 提出方法：郵送又は電子メールに添付（郵送の場合は、上記①提出期限までに到着するものに限る）
- ④ 提出書類：

- ア 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- イ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- ウ パンフレット等（会社の概要が分かるもの）
- エ 下見積書（下記7. 参照）

* 申請書の中身及び添付資料について、追加で質問する場合があります。質問を受けた場合は、機構が指定する期限までに回答をお願いします。

（2）共同企業体、再委託について

ア 共同企業体の結成を認めません。

イ 再委託

- ・再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合には下記8. に掲げる質問手続を通じてその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を明らかにし、事前に機構に確認してください。
- ・再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な事業に限ります。
- ・当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- ・なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

（3）競争参加資格審査の結果は、2020年1月21日（火）までに通知します。

（4）辞退理由書

競争参加資格有の確認通知を受けた後、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- （1）下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- （2）様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- （3）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- （4）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合には、これに応じていただきます。
- （5）提出期限・提出方法：上記6. を参照してください。

8. 入札説明書に対する質問

（1）業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、以下の要領で質問を提出して下さい。なお、公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭で

のご質問は、原則としてお断りしています。

ア. 提出期限：2019年12月27日（金）正午まで

(2) 提出先：tbictad@jica.go.jp

(3) 提出方法：電子メール

- ・メールタイトルは「【入札説明書への質問】：「JICA 筑波 PC の調達、環境構築及び保守契約」としてください。
- ・当機構は圧縮フォルダの受信ができませんので、圧縮せずに送信下さい。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

(4) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア 2020年1月10日（金）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

⇒「調達情報」

⇒「公告・公示情報」

⇒「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-（2019年度）」

⇒「JICA 筑波」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#tsukubai>)

イ 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、入札書を開札します。競争参加者に対しては、代表者又は代理人（委任状を要す。）の入札会への参加を求めます。

(1) 日時

2020年1月28日（火）14時00分～

(2) 場所

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 管理棟3階講義室4

※ 入札会会場の開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会に参加できません。

※ なお、競争参加者の代表者又は代理人が参加しなかったとしても、提出されている入札書は有効とします。

(3) 必要書類

入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。

ア. 委任状1通（**別添様式集参照**。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ. 再入札用の入札書2通（最大再入札回数2回。**別添様式集参照**。）

ウ. 印鑑、身分証明書

・代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・代表権を有する者が出席する場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人

印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 再入札の実施

再入札を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職員（個人印についても認めます）。
 - イ 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ウ 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (4) 入札価格の評価は、「第2章 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことが出来ません。
- (7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (8) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名捺印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一応札者による複数の入札

- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 入札執行（入札会）の手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として1応札者1名までとします。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 入札書の投入

各参加者は、封入した入札書を入札箱へ投入します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額の低い順番から読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

予定価格を超えていない最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、「不調」と発表します。

ク. 再入札

「不調」の場合には再入札を行います。直ちに入札会に参加している応札者に再度の入札（再入札）を求めます。再入札を2回行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随意契約

2回の再入札でも落札者が決まらない場合、不落随意契約の契約交渉を行うこ

とがあります。当該契約交渉においては、予定価格を含む契約条件については変更されません。

1 3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額の内訳書（社印不要、様式なし）の提出を求めます。
- (2) 「第4章 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 情報の公開について

本入札に基づき締結される契約については「公共調達 of 適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイト上で公表します。
- (3) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の入札書等を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。
- (4) 入札書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

以上

第2 業務仕様書

- (1) 調達するプロジェクター：10台
 - ① 明るさ：4200ルーメン以上
 - ② スクリーン解析度：1920×1200以上（WXGA）
 - ③ Wi-Fi対応、HDMI対応
 - ④ 重量：3.2キロ程度
（参考機種：エプソン EB2142W）

- (2) 設置場所（旧プロジェクター設置場所）

以下の部屋に現在天井吊り下げにて設置されているプロジェクター10代を取り外し、調達した新規のプロジェクターを設置する。

 - ① 管理棟3階講義室1～4
 - ② 研修棟3階講義室6～11（研修棟にはエレベーターなし）

- (3) (2) で取り外した旧プロジェクターの廃棄

- (4) (2) で取り付けた新プロジェクターの設置済のスクリーンへの試写による調整作業

以上

*なお、入札にあたり現況の設置状況や天井の確認を希望する場合には、公示後から2020年1月22日（水）17：00までの間で、個別に対応しますので、5頁に記載のメールアドレスまでご連絡下さい。

第3 経費に係る留意事項

1. 経費積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、仕様書の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。なお、落札者には、「第1章 入札手続き」の13. のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、事業内容を踏まえた費用内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

以上

第4 契約書案

契 約 書

1. 件 名 JICA 筑波プロジェクターの調達及び交換設置業務
附属書Ⅰ「仕様書」のとおり
2. 仕様・数量 プロジェクター10台の調達・設置
現存のプロジェクター10台の取り外し・廃棄
3. 契約金額 金0,000,000円（うち消費税額等0,000円）
内訳は附属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり
4. 納入期限 2020年00月00日
5. 納入場所 独立行政法人国際協力機構筑波センター指定場所
6. 契約保証金 免除する。

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の〇〇〇〇〇〇に係る業務に関し、以下の各条項により、売買、役務及び賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、付属書Ⅰ「仕様書」に記載の機材を調達のうえ、設置構築作業を頭書記載の納入期限内に納入場所において行い、その後の保守業務を行う。発注者はその対価として、頭書に契約金額を支払う義務を負う。

（契約内容の変更等）

第3条 特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、

発注者及び受注者で協議の上、本契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、受注者の責によらずやむを得ない理由で、業務量が増加して増加費用が生じる場合又は受注者がそれにより重大なる損害を蒙ったときは、協議のうえ発注者はその費用を負担する。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

（契約金額及び支払い）

第4条 頭書の契約金額の内訳及び支払いに関しては、付属書Ⅱ「契約金額内訳書」に記載のとおりとする。

2 発注者は、受注者から業務完了の報告を受け、それが適切に行われていることを確認し、その結果を受注者に報告をする。

3 前項の結果、受注者から適法なる請求書を受理した日から30日以内に、発注者は、当該代金を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

4 発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払いをした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365日とする。）2.8パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

5 賃貸借期間1ヶ月未満の場合のリース料は、月額賃借料を当該月の日数で除した額（以下「日額」という。）に当月使用日数を乗じて算出するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

（消費税額等）

第5条 発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づく消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）であることを確認する。

2 消費税等の税率が変更された場合には、変更後の税率で計算された消費税額等とする。

（業務責任者の届け出）

第6条 受注者は、本業務の履行に先立ち、受注者の業務従事者の中から業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。又、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

（監督職員）

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構筑波センター総務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する

- (1) 附属書 I に基づく受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 附属書 I に基づく業務工程の監理及び立会
- (3) 業務の実施状況についての調査

3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく賃借人の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急の場合等書面をもってなされなかった場合には、受注者は発注者に対し事後遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

5 前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が発注者又は発注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることを行う。
- (2) 承諾 発注者又は発注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
- (3) 協議 監督職員と発注者又は発注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(発注者の善管注意義務)

第8条 発注者は、賃貸借期間中、契約物品をできるだけ良好なる環境に保全するとともに善良なる管理者の注意をもって契約物品を管理するものとし、発注者の故意又は過失による契約物品の損傷については発注者が責任を負うものとする。

2 前項による場合の修理費又は調整費は発注者が負担する。

(損害の賠償)

第9条 発注者は、受注者が本契約に違反した場合で発注者に損害が生じたときには、賃貸人に対しその損害賠償を請求することができる。

2 発注者は、通常の契約物品の使用によって、他の物品に損害が発生した場合、受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

3 発注者は、受注者又は受注者の使用者の故意若しくは過失により他の物品に損害を与えた場合、受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

4 本条の各規定における損害賠償の額は、発注者及び賃貸人で協議して定める。

(談合等不正行為に対する措置)

第10条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）2.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を貸貸人より徴収することができる。なお、端数計算については第10条に準ずるものとする。

3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

4 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

（発注者の契約解除権）

第11条 次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰する理由（受注者の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により貸貸借期間内に受注者が本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(2) 受注者が本契約の条項に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 付属書Iに定められた契約物品が仕様書の内容を満たさず、又は瑕疵があり、発注者が受注者に対し契約物品の交換又は補修を求めたにもかかわらず、1週間以内に交換又は補修の目処が立たないとき。

(4) 受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのものの申立てをしたとき。

(5) 受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

(6) 受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

(7) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当するとき又は第28条第1項・第2項の一に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ その他受注者が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年 9 月 28 日茨城県条例第 36 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の 100 分の 10 に相当する解約違約金を支払わなければならない。また、本契約の期間にかかわらず、発注者は解除以降は受注者に対する支払義務を負わない。

（受注者の契約解除権）

第 12 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

（従業員の立ち入り）

第 13 条 受注者は、契約物品の保守管理等のため契約物品の据付場所に受注者の従業員を立ち入らせる場合、当該従業員に必ず身分証明書を携行させ、立ち入りにあたっては発注者の同意を得るものとする。

（秘密の保持）

第 14 条 受注者は、業務の実施上知りえた情報（以下「秘密情報」という。）を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告）

第 15 条 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに賃借人に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の返却及び廃棄）

第16条 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を賃借人に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

（検査の権利）

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（個人情報保護）

第18条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（2）受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

（3）個人情報保護管理責任者を定めること。

（4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに賃借人に報告し、その指示に従うこと。

（7）本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指

示することができる。

(情報セキュリティ)

第19条 賃貸人は、賃借人が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(消耗品の規格)

第20条 発注者は、契約物品に使用する消耗品その他の補給品に関しては、受注者の指定する規格に合致したものを使用するものとする。

(契約物品の取替、移動又は改造)

第21条 発注者の都合により契約物品の取替え、一部追加、移動又は改造を要する場合は、あらかじめ受注者の承諾を求めるものとする。

2 前項による契約物品の取替え、一部追加、改造又は賃貸借価格の変動により賃貸借料等契約内容を改訂する必要がある場合は、発注者及び受注者で協議して本契約を改訂するものとする。

(安全対策)

第22条 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第23条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(契約の公表)

第24条 受注者は、この契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が賃貸人に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 発注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職及び発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における賃借人との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める賃借人との間の取引高の割合

4 受注者が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第1項に定める情報に加え次項に定める情報が受注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。

(1) 理事等のうち、発注者の役職員経験者の占める割合が3分の1以上あること

(2) 事業収入に占める発注者との取引に係る額が3分の1以上あること

(3) 基本財産の5分の1以上を賃借人が出えんしている財団法人であること

(4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を発注者が負担していること

5 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 名称、業務の概要、発注者との関係及び役員の氏名（発注者の役職員経験者については、賃借人での最終職名を含む。）

(2) 受注者と発注者の取引の関連図

(3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額

(4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額

(5) 賃借人の賃貸人に対する債権債務の明細

(6) 賃借人が行っている賃貸人に対する債務保証の明細

(7) 受注者の事業収入の金額とこれらのうち発注者の発注等に係る金額及び割合

(合意管轄)

第25条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第26条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第27条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年 月 日

発注者

受注者

茨城県つくば市高野台3-6
独立行政法人国際協力機構
筑波センター
契約担当役
所長 渡邊 健

(住所)

株式会社 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○

付属書 I

業務仕様書

(入札説明書の業務仕様書のとおり記載の予定)

付属書Ⅱ

契約金額内訳書

1. プロジェクター本体 10 台	円
2. 取付金具等	円
3. 据え付け調整/取り外し工事/技術費	円
4. 旧プロジェクター廃棄経費	円
計	円

別添様式集

様式 1 : 競争参加資格確認申請書

様式 2 : 入札書

様式 3 : 委任状

様式 4 : 各種書類受領書様式

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 殿

商号又は名称
代表者役職・氏名 ⑩

(担当者氏名:)
(電話:)
(E-mail:)

2019年12月19日付で公告のありました「JICA 筑波プロジェクトの調
達及び交換設置業務」への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

別添文書：全省庁統一資格審査結果通知書（写）
（会社紹介パンフレット等）

入 札 書

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 殿

商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

案件名：JICA 筑波プロジェクトの調達及び交換設置業務

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

【消費税抜き金額】

金								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

【消費税金額】

●●●, ●●●円

【消費税込金額】

●●●, ●●●円

以 上

入 札 書

(再入札用：代理人を立てる場合)

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 殿

商号／名称
代表者役職・氏名

印

案件名：JICA 筑波プロジェクトの調達及び交換設置業務

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 消費税及び地方消費税は加算しないこと。
- * 金額は千円単位として下さい。

以 上

委任状

2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 殿

商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

私は、弊社社員
します。

⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任

委任事項

1. 「JICA 筑波プロジェクトの調達及び交換設置業務」について、2020年1月28日に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

各種書類受領書

※**太枠**内をご記入ください。手書き可。提出書類と共に持参・提出してください。

業務名称	業務名称: JICA 筑波プロジェクターの調達及び交換設置業務		
貴社名			
ご担当者名		電話番号	
提出書類 (□にチェックを入れてください)			
競争参加資格	<input type="checkbox"/> 競争参加資格確認申請書 <input type="checkbox"/> 全省庁統一資格審査結果通知書の写 <input type="checkbox"/> その他提出を求められている書類 ()		
<input type="checkbox"/> 下見積書 (正 1 部)			
<input type="checkbox"/> その他 (書類名をご記入ください)			
<input type="checkbox"/> 配布/貸与資料の受領 (配布期間: / ~ /) <input type="checkbox"/> 受領済み資料の返却			

上記書類を受領/授受いたしました。
 独立行政法人国際協力機構 (JICA)
 筑波センター

JICA 受領印

JICA 受領印